

# 令和元年度 三重県留置施設視察委員会

(留置業務管理者に対する意見と措置結果)

三重県警察本部

# 1 留置施設視察委員会設置の趣旨

平成19年6月1日施行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、警察署留置施設運営の透明性と被留置者の適正な処遇を確保するため、三重県警察本部に、三重県留置施設視察委員会が設置されております。

## 2 委員会の組織 委員の身分

委員会は4名の委員(法律関係者、医療関係者、地域の有識者等)で組織されており、身分は非常勤の地方公務員となります。

### 3 委員会の権限等

委員会は、警察署の留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者(警察署長)に意見を述べることができます。

また、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

## 4 委員会の活動状況

令和元年度中、5回にわたり委員会の活動を行い、9警察署の留置施設を視察しました。

視察結果等を踏まえ、委員会として留置業務管理者に対して合計11件の意見を述べました。

## 5 留置施設視察委員会の 意見及び措置

### 【施設設備関係】

- 意見 1

居室から見やすい位置に遵守事項を記載した掲示板を掲示されたい。

(2施設)

～措置～

遵守事項を記載した表示物を作成し、各居室から確認できるように掲示しました。

- 意見 2

運動場に鏡を設置されたい。

(2施設)

～措置～

運動場出入口ドアにシール型ミラーを貼付けました。

- **意見3**

**居室内トイレの洋式化を検討されたい。**

**(2施設)**

～措置～

脱着式の洋式便座を活用しながら、今後の庁舎建替え又は改修の時期を見据えて、洋式化について検討します。

- **意見4**

**居室外トイレの水槽タンク蓋の固定化及び清掃の徹底を図られたい。**

**(3施設)**

～措置～

ビニールテープにより水槽タンク蓋を固定しました。今後、庁舎建替え又は改修の時期を見据えて、更なる設備改善について検討します。

- **意見 5**

**休憩室の環境改善を図りたい。**

**(3 施設)**

～措置～

2 段ベッドのはしごの修繕、ベッドカバーの交換、清掃、換気、整理整頓を実施するなど、環境改善を図りました。

- **意見 6**

**運動場の拡幅及び配水管の設置位置の変更について検討されたい。**

**(3 施設)**

～措置～

今後、庁舎建替え又は改修の時期を見据えて、運動場の拡幅、排水管等構造的問題の改善について検討します。



- 意見 7

留置場内（面会室を含む。）の壁の配色変更について検討されたい。（3施設）

～措置～

今後、庁舎建替え又は改修の時期を見据えて、明るい色への壁の塗替えについて検討します。

- 意見 8

浴槽の段差が大きく使いづらいので、その解消に向けた検討をされたい。

（1施設）

～措置～

今後、庁舎建替え又は改修の時期を見据えて、浴槽のフラット化に向けた改善措置について検討します。

## 【処遇衛生関係】

- **意見1**

病人（糖尿病等）に対する特別食の提供を検討されたい。

**（1施設）**

～措置～

現状でも、病人に対しては塩分や糖分等に配慮した特別食を提供しており、今後も業者の協力を得ながら継続します。

- **意見2**

収納時、複数の布団が重ね置きとならないよう改善されたい。

**（2施設）**

～措置～

整理整頓を心掛けるとともに、布団の個別収納ができるように収納庫の修繕を行います。

- **意見3**

物干し場以外の方法として、乾燥機を利用した洗濯物の乾燥について検討されたい。

(1 施設)

～措置～

衛生面に配慮し、物干し場の利用と併用する形で、乾燥機の活用による洗濯物の乾燥を行います。